

議会改革検討委員会を進めるに当たっての議長の基本的な考え方

1 改革の目的

昨今の著しい社会経済情勢の変動等により、市民と議会の関わり方や市民の意思のとらえ方などは大きく変化しており、行財政改革が急務となる市政の課題に市議会が迅速かつ的確に対応するため、断続的に議会改革を検討し、推進する責務を市議会は担っている。

そこで、本市議会は、議会制度改革の推進に努め、より一層「開かれた議会」を目指すため、諸課題について、広範かつ詳細な調査検討を行う。

2 改革の方向性

- (1) 政策の立案及び提言の強化
- (2) 公正で市民に開かれた議会
- (3) 市民参加の機会の拡充
- (4) 行政監視機能の強化
- (5) 市民に分かりやすい議会
- (6) 上記のほか、議会改革に関すること

3 組織

- (1) 形態
広範に議会改革を検討するため、委員会を設置する
- (2) 委員
別紙名簿のとおり
- (3) 役割
議会改革に関する案件の協議
- (4) 検討組織の名称
議会改革検討委員会

4 検討期間

令和3年11月30日から協議終了まで（最長で令和4年10月末を目途）

5 検討項目（例示）

（1）政策の立案及び提言の強化

ア 議員提案政策条例の体制づくりについて

（2）公正で市民に開かれた議会

ア 議員定数について

イ 政務活動費と議員報酬について

ウ 常任委員会等委員長手当について

エ 政務活動費交付額の削減について

オ 政務活動費手引きの見直しについて（インターネット回線利用料とコピー機リース代の按分について）

（3）市民参加の機会の拡充

ア 請願環境の整備について

（4）行政監視機能の強化

ア 効率的な議会運営について

（ア）議会選出監査委員の選任について

（イ）全ての会議（代表質問・一般質問の1回目を除く）での「一問一答方式」の採用について

（ウ）常任委員会における報告事項の整理効率化について（文書質問制度の採用について）

（エ）常任委員会における報告事項の審査時間の確保について

（オ）委員会におけるオンライン会議の導入について

（カ）予算特別委員会現地視察及び決算特別委員会現地査察のあり方について

（キ）陳情の取扱いについて

（5）市民に分かりやすい議会

ア 議長・副議長選挙における所信表明について（副議長選挙での所信表明の実施、所信表明の市民への公開について）

イ 議会選出監査委員の選任における所信表明について（所信表明の実施、所信表明の市民への公開について）

ウ 議事録電子化の推進について

（6）上記のほか、議会改革に関すること